

大分市上下水道事業公告第185号

大分市水道100年史編さん業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和8年7月17日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

1. 事業目的

大分市の水道事業は、昭和2年の通水開始から、令和9年7月10日をもって100周年の節目を迎える。

本委託は、この節目を迎えるにあたり、これまでに先人が築き上げてきた100年間の事跡を整理・保存して将来の事業運営の参考とするとともに、市民及び水道関係者の大分市水道事業への理解と関心を深めることを目的として、記念史を編さんするものである。制作にあたっては、「大分市水道100年史」の完成に至るまでの業務全般（企画、執筆、編集等）を委託し、民間の専門的なノウハウを活用することで、効率的かつ効果的な業務遂行及び計画に沿った確実な記念史制作を目的とする。

2. 事業概要

- (1) 業務委託名 大分市水道100年史編さん業務委託
- (2) 業務内容 別紙「大分市水道100年史編さん業務委託基本仕様書」のとおり
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による受託候補者との随意契約
- (4) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
- (5) 提案上限額 金11,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- (6) 支払条件 前金払及び部分払は行わないものとし、本委託の支払いは、債務負担行為の設定に基づき、令和9年度（最終年度）の業務完了後に一括して支払うものとする。

3. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 公告日において、大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、大分類コード01：「物品の製造・販売」の小分類コード05：「その

他印刷類」または小分類コード06：「図書・電子出版類」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。

- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から契約締結日の前日までの間のいずれの日においても「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 契約締結日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者であること（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

ア）破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

イ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

- ⑦ 本委託を遂行するにあたり、次に掲げるすべての要件を満たす業務実績を有すること。

ア）平成28年度から本委託の参加表明書提出日までにおいて、地方公共団体、上下水道事業体または民間企業等において、執筆を含む年史の編さん業務を元請けとして受託し、履行を完了した実績を有すること。

イ）上記（ア）の実績における成果物の総頁数が、200頁以上であること。

4 プロポーザルの参加手続き及びスケジュール

プロポーザルの参加手続きは、以下のとおりとする。

（1）事務局

大分市上下水道局 経営企画課 企画担当班

所在地 〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号

電 話 097-538-2404 FAX 097-535-1241

Eメール jogesui-keiei@city.oita.oita.jp

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年7月17日（金）から令和8年8月6日（木）

までの午前8時30分から午後5時15分まで

交付場所及び方法：大分市ホームページ

(3) 本委託に係る実施要領書等の交付期間及び方法

交付期間及び方法：4の（2）に同じ

(4) 本委託の質疑応答

質問提出期限：令和8年7月27日（月） 午後5時15分まで（必着）

提出場所：4の（1）に同じ

提出方法：質問書（様式第6号）を使用し、電子メールまたはファックスによるものとする。

着信確認：質問書の送信後、速やかに事務局へ電話連絡を行い、着信の確認をとること。

回答方法：令和8年8月3日（月）までに大分市ホームページにおいて公表する。

【注意事項】

- ・ 指定の様式（様式第6号）以外の形式や、任意の書式による質問は受け付けない。
- ・ 質問内容に質問者の独自の技術やノウハウ等の秘密情報が含まれており、全体に公表することが不適切であると事務局が判断したものについては、当該質問者に対してのみ個別に回答する。
- ・ 通信エラー等による質問書の不着について、大分市は一切の責任を負わない。
- ・ 口頭、電話、来庁による質問は受け付けない。

(5) 参加表明書の提出について

提出期限：令和8年8月6日（木） 午後5時15分まで（必着）

提出場所：4の（1）に同じ

提出方法：直接持参または郵送（書留郵便等の引受記録が残るものに限る。）とする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。また、通信エラーや郵便事故等による不着・遅延について、大分市は一切の責任を負わない。

提出書類：ア) 参加表明書（様式第1号） 正本1部

イ) 業務実績書（様式第2号） 正本1部

※様式第2号に記載した実績を証明するため、以下の①から③の書類（写

し)を添付すること。

① 契約書の写し

契約の当事者(相手方)及び押印(または署名)が確認できる部分

② 仕様書の写し

業務内容及び成果物のボリューム(ページ数が200頁以上であること)が確認できる部分

③ 共同企業体協定書の写し等

共同企業体(JV)としての実績である場合に限り、自社の出資比率及び具体的な担当業務範囲が確認できる書類

【秘密保持について】

提出にあたり、他自治体や他社の秘密情報、個人印など、本委託の実績確認に直接関係のない箇所については、あらかじめ黒塗り(マスキング)して提出することを認めます。

※参加表明書の提出後、提出書類に基づき参加資格の確認(一次審査)を行う。一次審査の結果(資格確認の有無)は、すべての提出者に通知するものとし、適格と認められた者に対してのみ、企画提案書等の提出(二次審査)を求めるものとする。

(6) 企画提案書の提出について

提出期限：令和8年8月24日(月) 午後5時15分まで(必着)

提出場所：4の(1)に同じ

提出方法：直接持参または郵送(書留郵便等の引受記録が残るものに限る。)とする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。また、通信エラーや郵便事故等による不着・遅延について、大分市は一切の責任を負わない。

提出書類及び部数：ア) 企画提案書提出書(様式第5号) 正本1部

イ) 配置予定担当者実績書(様式第3号) 正本1部

(企画提案書の正本にのみ綴じ込むこと)

ウ) 見積書(様式第4号) 正本1部

(企画提案書の正本にのみ綴じ込むこと)

※ 見積書の封緘(個別の封入)は不要

※ 消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入

エ) 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本8部

(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

実施日時：令和8年8月26日（水）（予定）

※時間及び場所は、参加者に別途通知する

実施時間：1者につき30分以内

・プレゼンテーション 20分以内

・ヒアリング 10分以内

出席者：4人以内とする

【注意事項】

- ・プレゼンテーションの方法は自由とします。プロジェクター及びスクリーンは大分市で用意しますが、提案者が持参した機材を使用することも可能です。なお、パソコン等の再生機器については、必ず提案者側で持参してください。
- ・当日の説明及び質疑応答は、事前に提出された企画提案書等の内容に基づいて行うものとします。提案書に記載のない内容（提案の範囲を超える説明や、当日配付する追加資料等）については、評価の対象とはなりません。

(8) 選考結果の通知

通知予定日：令和8年8月31日（月）（予定）

通知方法：郵送にて全参加者へ通知

大分市ホームページにおいても受託候補者名を公表

(9) 契約締結

契約締結の時期：令和8年9月上旬予定

5 入札保証金 免除

6 その他

- ・本プロポーザルに関する詳細は、実施要領等によるものとする。
- ・本プロポーザルの参加及び書類作成等に要する費用は、すべて参加希望者の負担とする。
- ・提出された書類（参加表明書、企画提案書等）は返却しない。また、提出後の書類の差し替え、変更又は再提出は認めない。
- ・審査結果（選定・非選定の理由）に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・本委託は、令和8年度を初年度とする債務負担行為に係る事業であり、各年度の予算の成立を条件とする。